

## 平成 2 0 年 度 事 業 計 画

### 1 基本方針

広く県民に、犯罪被害者等に対する支援の重要性の認識を広め、さらには、当支援センターの健全で永続的な活動を行っていくため、組織体制の整備及び財政基盤の確立に努めるとともに、警察及び関係団体等と連携しながら各種被害者支援活動を展開する。

また、主事業である被害者等に対する相談活動及び直接支援活動等の定着化、充実化を図るとともに、研修を拡充して、支援員の資質と技能の向上に努め、もって、「早期援助団体」として山梨県公安委員会の指定を受け得るセンターをめざすものとする。

### 2 事業

次の事業を主要事業として、推進する。

- (1) 電話相談、面接相談及び各種支援業務活動の充実を図る。
- (2) 県民への広報・啓発活動を推進する。
- (3) 支援員等の継続研修を実施し、資質の向上に努める。
- (4) 賛助会員等の拡大により安定した財政基盤を構築する。

## 平成 2 0 年 度 事 業 計 画

実施事項		実施時期	実施内容
会務運営	総会	5・3月	甲府市において開催する。
	理事会	年間	総会前及び必要に応じ開催する。
相談活動の推進	電話相談	年間	電話相談員（ボランティア）の技能向上を図り適切に実施する。
	メール相談	年間	被害者からのメール相談に応じ、各種情報の提供を行う。
	面接相談	年間	面接相談員（ボランティア）の技能の向上に努め、適切に実施する。
	専門相談	年間	弁護士、精神科医、臨床心理士等による専門相談を実施する。
直接の支援活動の推進	付添い支援	年間	被害者等からの依頼により直接支援員等が裁判所、病院等へ付き添って支援を行い精神的負担の軽減を図る。
	日常生活の支援	年間	被害後、間もない被害者等へ支援員等が、買い物、身の回りの世話等を実施する。

間接の支援等の活動の推進	間 接 支 援	年 間	犯罪被害者等給付金申請の手続きの補助を行う。
	自 助 グ ル ー プ へ の 支 援	年 間	被害者同士で支えあえる自助グループの育成を図る。
ボランティアの育成・養成	養 成 講 座	9月~11月	新規支援員3期生(ボランティア)養成講座を開催する。
	研 修 会	年 間	支援員(ボランティア)の意識、技能の向上を図るため、講師を招き随時開催する。
相談体制の充実	専 門 相 談 員 の 委 嘱	年 間	相談業務の充実を図るため、専門相談員(弁護士、精神科医、臨床心理士)を委嘱するなど体制の整備を図る。
	代 理 被 害 防 止	年 間	支援員の代理被害の防止を図るため、臨床心理士、医師等によるメンタルケアを随時実施する。
広報啓発活動	広 報 活 動	3 回	機関誌「あなたの思いやり」を発行・配布し、会員等へ業務内容、活動状況を報告する。
		年 間	ポスター・リーフレット等を作成・配布、街頭キャンペーンの実施、マスコミを通じた広報活動等により被害者支援の重要性、センターの事業内容の広報に努める。 ホームページの公開・更新を行い、センターの事業及び活動を紹介する。
	啓 発 活 動	年 間	警察署や各種団体等へ講師を派遣し、犯罪被害者等の現状、センターの支援活動の状況等の周知を図る。
		11 月	県民の被害者支援の意識高揚を図るため、講演会等を開催する。
調査研究活動	研 究 活 動	年 間	全国被害者支援ネットワーク研修会、関係機関が開催する研修・講演会へ参加し、支援団体・支援活動の在り方等について研究する。 県、警察、山梨県犯罪被害者支援連絡協議会の関係機関・団体との連携を深め、被害者実態に関する情報交換を行い、被害者実態に対応した施策を推進する。



